

定額減税

年調減税事務の概要



令和6年6月から定額減税の月次減税事務がスタートしていますが、年末調整の際には年調減税事務と呼ばれる処理が必要になります。今回は、この年調減税事務について見ていきます。

年末調整

年末調整時の定額減税(年調減税)対象者



年末調整で控除を受けられる人

令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人(右の欄に掲げる人を除きます。)

年の途中で年末調整の対象となる次のような人も、これに該当します。

- ① 令和6年6月1日以後、年の途中で退職した人のうち、次の人
 - イ 死亡により退職した人
 - ロ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ハ その他一定の人
- ② 令和6年6月1日以後、年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人



参考
年末調整で控除を受けられない人

1. 年末調整の対象とならない人
 - 令和6年分の年末調整時に給与の支払者のもとに勤務する人であっても、次に掲げる人については、この控除の適用を受けることはできません。
 - ① 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ② 令和6年分の年末調整時にその給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していない乙欄又は丙欄適用者である人
 - ③ その他一定の人
2. 令和6年5月31日以前において、年の途中で年末調整の対象となる人
3. 合計所得金額が1,805万円を超える人

国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係【令和6年5月改定版】)」より引用。一部編集。

年調減税額の計算・控除について

年末調整で控除を受けられる人については、「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整時点の同一生計配偶者および扶養親族の人数を確認し、年調減税額を算出します。そして、住宅ローン控除後の所得税額(年調所得税額)を限度に、年調減税額の控除を行います。



源泉徴収票への記載方法

摘要欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額〇〇〇円」とし、全て控除しきれなかった場合は「控除外額0円」と記載します。さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票									
氏名	△△市〇〇町1-2-3								
住所	〒112233445566								
氏名	ヤマカワ タロウ								
氏名	山川 太郎								
種類	支払金額	給与控除	源泉徴収額の合計	源泉控除済額の合計	源泉徴収額	源泉控除済額	控除外額	非控除対象配偶者減税	合計
給料	14,400,000	12,300,000	3,599,930	1,061,800					
源泉徴収時所得税減税控除済額				120,000					
控除外額							0		
非控除対象配偶者減税								1	
合計	1569	930	120	000	50	000	205	000	

源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円
減税有 山川花子(同配)

図:国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より

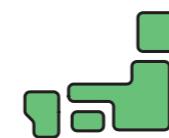
年末調整を行っていない人の源泉徴収票について

例えば下記の理由により年末調整を行っていない場合には、摘要欄に定額減税額等を記載する必要はありません。

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える
- ・年の途中で退職した場合 など

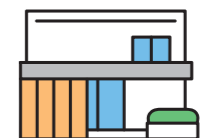
確定申告や再就職先の年末調整で、最終的な定額減税との精算を行うことになります。

ふるさと納税・住宅ローン控除への影響はあるか?



ふるさと納税への影響

定額減税によってふるさと納税の控除上限額が減ることはないと考えられます。ふるさと納税の控除上限額は、定額減税を行う前の所得税割額を用いて計算がなされるからです。



住宅ローン控除への影響

定額減税によって住宅ローン控除の金額が減ることはありません。なぜなら、定額減税の控除を行う前の所得税額から住宅ローン控除の金額を差し引き、そのあと定額減税の控除を行うことになっているからです。

この記事は令和6年7月5日時点の情報をもとに作成しています。

ご不明な点がございましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください。

記事担当 須藤 加奈